

想定する E S C O 事業

対話内容（E S C O 事業導入の可否，概算事業費等）を検討するための前提条件は次のとおりです。

1 契約方式

ギャランティード・セイビングス（自己資金型）契約

2 契約期間

10年～15年を想定

（全ての施設の全ての照明について改修ができるように考えた場合の必要期間）

3 事業費

初期投資費（改修費）及び契約期間内の E S C O サービス料は、「照明設備台帳」（別添資料 3）、「電気料金・使用量一覧」（別添資料 4）、「照明設備の維持管理費実績一覧」（別添資料 5）等の別添資料を基に試算してください。

4 事業内容

自ら行った提案を基に，E S C O 事業による LED 化への改修，改修した照明設備の維持管理，省エネルギー量の計測・検証等を実施するものとします。

5 改修する施設・設備

- (1) 市民センター及び学校教育施設の照明設備（既に LED 化されているものは除く）
- (2) 現状で蛍光管等が入っていない照明設備分も改修の対象とします。
- (3) E S C O 事業で改修した照明設備の所有権は，検査後の引き渡し以降，本市に帰属するものとします。

6 改修内容

- (1) 照明設備一式の更新を原則とします（蛍光管等のみの交換は原則不可）。
- (2) 市民センターの照明については，既設照明設備と同程度の照度は確保できる LED 照明へ改修することを基本とし，学校施設の照明については，学校環境衛生マニュアル（平成 30 年度改訂版）に適合する製品を使用してください。なお，実際に施工した際には，改修前後の照度を比較できるものや，基準の照度に適合していることが確認できる書類を提出してください。
- (3) 学校の体育館アリーナ等の高所にある照明設備の交換は，移動式足場や自走式高所作業車（屋内用）を用いる方法がありますが，床面に影響がないような方法であれば方法についての指定はありません。

- (4) 学校の体育館アリーナ等の高所にある照明設備で、オートリフト機能があるものについては、オートリフト機能をそのまま生かして改修する方法と、当該機能を除いて改修する方法がありますが、改修費及び維持管理費を合わせて考慮し、トータルコストが安価になる方法で提案してください。
- (5) 照明設備が取り付けられている部分（壁面、柱など）が損傷しており、改修に支障が生じるおそれがある場合は、改修前に本市の施設所管課において修繕を行う予定です。優先交渉権者決定後の詳細現地調査の段階で予め状態を把握し、修繕の必要性について判断します。
- (6) 改修後の照明設備は、設置日、仕様、故障時の連絡先等を掲載したシール等を貼り付けてください。
- (7) PCB含有廃棄物等関係法令を遵守してください。
- (8) 水銀を使用した灯具を廃棄する際には、廃棄物処理法等の関係法令を遵守してください。

7 改修可能日程の調整

照明を改修しようとする施設は、多くの市民等が利用する施設であるため、改修に当たっては、市民等の利用に支障ができるだけ生じないような調整を行う必要があります。

各施設における改修が行える日程は、「照明設備改修可能日程一覧（別添資料6）」の考え方のとおりです。

なお、実際の改修日程は、優先交渉権者決定後に各施設所管課、施設長等を含めて調整した上で編成することとなります。

8 改修後の維持管理

次に記載する事項を踏まえ、必要な維持管理を事業者の負担により行うこととします。

(1) 基本事項

維持管理を適切に行えるよう、照明設備台帳等を整備し、現場の照明設備と照合できるようにしてください。

また、維持管理状況については、毎年度、本市に報告することとします。

(2) 故障対応

故障が発生した場合は、本市から連絡を受けた後速やかに原因の究明を行い、3営業日以内に修繕を行うものとします。

災害や事故等により迅速な対応が必要とされる場合は、本市からの要請後速やかに現地へ出動し必要な措置を行うものとします。

(3) 費用負担の範囲

次の場合は事業者が費用負担するものとします。

ア 照明設備の製品としての不具合による故障又は破損

イ 改修時の施工不良による故障又は破損

ウ E S C Oサービス期間中の故障又は破損

照明設備の製品としての不具合による故障、施工不良による故障又は破損のほか事業者の責めに帰する事由により故障又は破損した場合は事業者の費用負担としますが、異常気象による災害や原因者が特定できない故障又は破損した場合は別途本市と協議することとします。

9 地元業者の活用

E S C O事業における改修、維持管理に当たっては、呉市内の事業者を積極的に活用し、地域経済への貢献に資するよう配慮してください。

10 応募者の要件

応募者の資格要件は次のとおりとします。

- (1) E S C O事業を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業体）であること。

なお、グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、当該代表者が施工役割、維持管理役割等の者を取りまとめ、呉市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。

- (2) 施工役割及び維持管理役割を担う者は、参加表明書提出時点における本市の建設工事競争入札参加資格者名簿（電気工事）の所在地が市内で登録されている者であること。
- (3) E S C Oサービス導入による削減保証額を提案できる者で、提案した削減保証額に相当するエネルギー削減量が達成できていない場合には保証措置を講じることができる者であること。
- (4) 過去に国（特殊法人等を含む。）、都道府県又は人口20万人以上（住民基本台帳による令和5年3月31日時点の人口）の地方公共団体に対してE S C O事業（前号の保証措置の要件を満たしている契約）の契約実績を有している者であること。
- (5) 事業運営、維持管理を迅速に対応ができる者であること。

11 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びその構成員となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び呉市契約規則（以下「規則」という。）第3条5項の規定に該当する者
- (2) 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、呉市競争入札指名停止等措置要領の措置要件に該当する者
- (3) 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を

受けている者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 応募資格を確認する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (8) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- (9) 提案書提出時点において、法人税、法人事業税又は本市の法人市民税を滞納している者

1.2 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととします。

(4) 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は1件を上限とします。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではありません。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではありません。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがあります。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽又は重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とします。

1.3 事業者選定の流れ**(1) 応募者の条件**

本提案募集への応募者は「1.0 応募の要件」で定める資格要件を満たす者とします。

(2) 応募者資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を電子メール及び文書で要請します。

(3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

本市が設置するプロポーザル選定委員会において、提案内容を審査し最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定します。

(4) 詳細協議及び事業計画書の作成

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、各施設の現地における詳細調査、電気料削減等の詳細判断及び契約書を締結するまでの諸条件について本市との詳細協議を進めるとともに、事業工程を示す事業計画書を作成するものとします。

現地における詳細調査においては、LED化改修対象照明設備の数を確定させ、現場調査における具体的な日程調整は優先交渉権者により直接実施してください。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は本市と協議を行い、協議が整えばESCO契約を締結し、契約事業者となります。優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者と詳細協議を行います。

なお、ESCO契約までの費用については優先交渉権者の負担とします。

1 4 スケジュール案

次の流れはこの度のサウンディングで全体スケジュールを示してもらったためのモデルイメージです。このスケジュールを基に提案者が考える現実的なスケジュールを示してください。(今後の予定を定めたものではありません。)

事業者募集※ 1	令和 6 年 8 月～ 9 月
選定委員会開催・優先交渉権者決定※ 1	令和 6 年 1 0 月
優先交渉権者による詳細現地調査及び事業計画書・契約内容等の詳細協議	令和 6 年 1 0 月～ 1 2 月
事業費の予算化※ 2	令和 6 年 1 2 月 (要議決)
仮契約	令和 7 年 1 月
改修内容・日程の調整	令和 7 年 1 月～ 2 月
契約※ 2	令和 7 年 3 月 (要議決)
改修期間	1 年～ 2 年間
改修費分支払	完成検査・照明施設引渡し後
E S C O サービス料支払	各年度ごと

※ 1 : この項目は、示す日程のとおりでスケジュールを組んでください。

※ 2 : 事業費の予算化が令和 6 年 1 2 月の場合は契約が令和 7 年 3 月、事業費の予算化が令和 7 年 3 月の場合は、契約が令和 7 年 6 月を想定しています。予算化は仮契約の前に行う必要があります、仮契約の後に契約の議決を得る必要があります。

1 5 その他提案内容に関する事項

(1) ベースライン等

ア ベースラインについては、「電気料金・使用量実績一覧」(別添資料 4) に示す令和 4 年度の電気料金の単純平均値を基に算定した金額を参考に、応募時ベースラインを設定することを基本としてください。この場合において、電気料金の削減経費の範囲内に改修経費が抑えられないときは、現状の維持管理費用(「照明設備の維持管理費実績一覧」(別添資料 5)) もベースラインに加算できることとします。

なお、別にベースラインの算出方法がある場合は、併せて算出方法等を含めて提示してください。

イ 削減予定額は、計算方法を明示した上、算定した省エネルギー改修後の光熱水費削減額を「削減予定額」とします。なお、計算に用いるエネルギー単価は、「電気料金・使用量実績一覧」(別添資料 4) に記載する施設区分ごとの令和 4 年度の電気料金の単純平均値としてください。

なお、計算に用いるエネルギー単価について別の提案がある場合は、併せて提示してください。

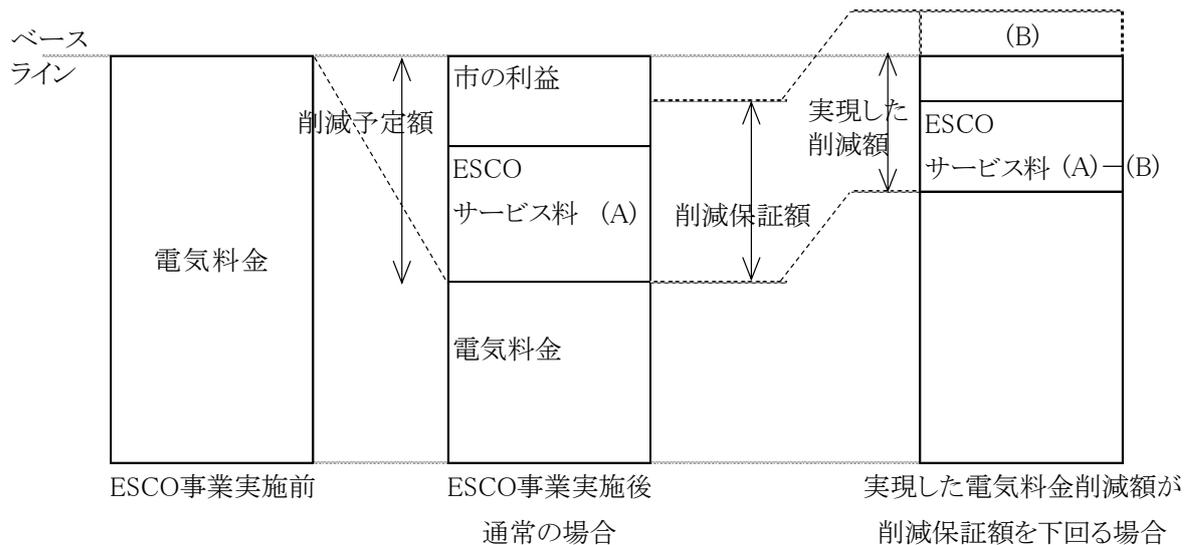
ウ 削減保証額は、削減予定額の 7 割以上としてください。

(2) E S C Oサービス料の支払い

本市が事業者を支払う各年度の金額は、実現した電気料金削減額に応じ、次の掲げる額とする。

ア 実現した電気料金削減額が、削減保証額以上のときは、契約書に規定する E S C Oサービス料（各年度の限度額）とする。

イ 実現した電気料金削減額が、削減保証額を下回るときは、「削減保証額－実現した電気料金削減額」を契約書に規定する E S C Oサービス料（各年度の限度額）から減じた額とします。



(3) 再委託

事業者は、E S C O事業の全部又はその主要部分の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこととします。